

京都市建築法令実務ハンドブックの運用について（お知らせ）

日頃は、京都市の建築行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、京都市建築法令実務ハンドブックにつきましては、ホームページの内容のとおり、

平成28年7月1日より改訂、運用をさせていただきます。

建築確認申請等の申請を予定されている方におかれましては、十分に御注意のうえ、御協力の程お願いいたします。

京都市建築法令実務ハンドブックの修正、追加箇所

※ 以下は、修正追加箇所のタイトルですので、詳細は「京都市建築法令実務ハンドブック」を御覧ください。

- 解釈編 1-4 「物品販売業営む店舗・百貨店」（部分追加）
- 解釈編 4-7 「屋外階段」（修正）
- 解釈編 4-8 「避難上有効なバルコニー」（修正）
- 解釈編 6-3 「エレベーターの非常用連絡装置について」（修正）
- 解釈変 9-1 「床面積・建築面積の算定方法」（修正）
- 解釈編 9-2 「建築物の屋上に設けられる昇降機の乗降ロビー」（修正）
- 解釈編 9-6 「里道・水路等の空地による緩和」（部分追加）
- 解釈編 10-2 「外壁の開口部」（追加）
- 解釈編 10-7 「煙突の屋根面からの垂直距離」（新規追加）
- 質疑応答編 1-7 「法第87条の2に基づく昇降機の確認申請について」（修正）
- 質疑応答編 1-8 「建築物と昇降機の一体申請について」（修正）
- 質疑応答編 1-9 「小荷物専用昇降機の確認申請について」（修正）
- 質疑応答編 1-11 「準耐火構造の軒裏の構造方法」（新規追加）
- 質疑応答編 2-4 「2室の共通採光」（修正）
- 質疑応答編 2-13 「排煙設備の設置免除の制限」（修正）
- 質疑応答編 2-17 「排煙設備の「特殊建築物の主たる用途に供する部分」（修正）
- 質疑応答編 2-20 「エレベーターの種別（用途・構造）と設置条件」（部分追加）
- 質疑応答編 2-21 「共同住宅におけるエレベーターの非常用連絡装置及び防犯対策」（修正）
- 質疑応答編 2-22 「エレベーターの機械室」（修正）
- 質疑応答編 2-23 「非常用エレベーターの乗降ロビー」（修正）
- 質疑応答編 2-24 「道路の角にある敷地内のすみ切り」（修正）
- 質疑応答編 2-31 「自動車車庫の位置」（修正）
- 質疑応答編 2-34 「平12告1436号第4号ニについて」（新規追加）
- 質疑応答編 3-4 「敷地が2以上の道路に面する場合の適用の除外」（修正）
- 質疑応答編 3-9 「建ぺい率の角地緩和」（部分追加）
- 質疑応答編 4-3 「屋上に設ける建築設備の高さ」（修正）

（問合せ先）

都市計画局建築指導部建築審査課

TEL:075-222-3616 FAX:075-212-3657